

問報告と認識している」と公言したため、樋口は事態の展開に危機感を抱きました。実は、正式な議会ルールでは特別委員会から審査結果報告を得たのちに、総務課長のいう中間報告ではない、議会が裁決を省略したことにより、請願は審議未了廃案となってしまう

# 「議会をテレビ放映して欲しい」との 請願が12月定例会で採択されました

からです。

この請願の審議経緯は、3月定例会直前、村民1500名以上の署名を添えて請願され、議員全員で「調査特別委員会」を設置。その後6月定例会において、継続審議手続きをとり、本年9月定例会の最終日に2回目の特別委員会を開催し、全会一致で、請願を採択すべき」との結論を得ました。

引き続き議会裁決すべきであると樋口が主張したところ、羽田三議員(5期目)から「全議員で構成する委員会において、全会一致で出した結論なのだから、再度の議決は必要ない」との発言があり、再三の異議を述べましたが、羽田三議員の主張に押し切られた形になりました。そこで、議長に対し「議会として請願を採択したという意思決定ではないんです」と確認し、同意を得て閉会した次第です。

しかし数日後、総務課長は、第三者に対し「議会で採択していない。執行部は中間報告と認識している」と公言したため、樋口は事態の展開に危機感を抱きました。実は、正式な議会ルールでは特別委員会から審査結果報告を得たのちに、総務課長のいう中間報告ではない、議会が裁決を省略したことにより、請願は審議未了廃案となってしまう



事の重大さを真剣に

請願者および村民の皆さんが、請願に対する議会の結論を「日千秋の思いで待つていたことを省みれば、年長議員をはじめ「議員の不勉強」のそしりはまぬがれません

そこで、12月定例会中に「裁決しなめす」ことになり、9月議会での「不勉強」を表面化させたくな一部議員の動きもありましたが

受け止め、請願代表者に事情説明を行い、厚い理解により同一

内容の請願を再提出していただきました。そして、定例会の最終日に3ヶ月おくれで全会一致の請願採択をしました。

そもそも、この本請願は、青年有志の呼び掛けからスタートし、「婦人の方をはじめ多くの方が署名活動をされました。日本では、とくく政治に無関心といわれる青年達の中にあつて、本村では青年達が率先して政治や行政に関心を示した行為は高く評価すべきであり、山中湖村の将来に希望の持てるものです。

この請願の採択結果は、請願者代表と村長に送付されますが、「日も早い議会のテレビ放映が実現できるならば、当局として然るべき措置を講じることを強く要請します。

## 村政の改革は、 まず議会の改革から

12月定例会は、例年通り平成16年度の決算認定が主な議題でした。

実際の議会手続きは、12月9日の初日に280頁近い「決算書」が渡され、最終日(16日)に裁決するというものです。でも、その間の8日間は、「自宅審査」という名目で議会は「休会」なのです。

樋口は、毎年このやり方に疑義があり、議会運営委員会(多年生議員5名で構成)に「決算審査は、重要な問題なので議員全員で構成する『決算審査特別委員会』を設置し、全会期中を活用し十分審査すべき」と申しました。高村文雄議員も同

じ要望をしました。しかし、提言は受け入れられず、同委員会の結論は「例年どおり自宅審査(休会)」となりました。

結局、議場での決算認定の審議では高村文雄議員と樋口が当局に質問したのみの(三回の制限)で、他の議員は「質疑なし」「認定」というものでした。

山中湖村議会は、「常任委員会」はありますが一度も開かれたことはありません。せめて決算や予算の審査は時間を十分設けて行なうべきであり、他の市町村においては常識です。その意味で、議員の勉強と議会改革が先決だと思えます。

## 村民のため、ドンドンとは

9月定例会での村長発言が前向きな印象だったため、12月定例会「一般質問」では「景観行政団体への進捗状況」

「村が主体となつて冬季観光振興事業を立ち上げ、多才な村民の参加による実行委員会を設置せよ」「村民が立ち上がった光ファイバー村内敷設運動を、防災、福祉、産業構造や経済環境の新構築のため、行政情報インフラ整備としてサポートすべき」など具体的な提案として質問し、村長の見解を求めました。(質問全文は本ページに掲載) については、18年度に予算を盛り込み移行に向け進めていく。については、「観光協会を中心に行なっている」については、「多額の予算も

かかるので、ゼロではないが具体的予定はない」というものでした。と については、殆ど回答になつておらず、しかも冒頭「いいことはやる」というのが「ドンドン」とは言っていない」とか、再質問で、村民の中に世界的に活動している写真家やテレビの自然番組の映像力メラン、羨望のアルピニストなどがおられるので、アドバンスや協力を求めたらどうか」という提言に対し「それらの方々と個人的には会うつもりはないが、樋口議員とは会うつもりはない」との回答に唖然としました。それでも「村長! 村民のためにいずれお会いしましょう!」と、よびかけて議会を終えました。

今年一年のご支援、ご協力に心から感謝いたします。貴重な提言やご意見、また相談などを多数いただきました。来年も一生懸命動きますので、お気軽にお声をかけてください。

## 観光振興公社への 「委託金」の実態

村は、観光事業である温泉施設、花の都、駐車場、ふららドーム、清流の里、文学の森などの管理運営を観光振興公社に委託しています。平成16年度決算書から明らかになった「公社への委託金」の実態を報告します。

委託事業のうち、花の都、駐車場、ふららドーム、清流の里、文学の森などは「一般会計」あつかいで、前年度入場料収入の半分以上が委託金となります。平成15年度の入場料収入が減少したため、16年度の委託金は約2,000万円減少しました。

ところが、「観光施設特別会計」である温泉施設分の委託金は、2,758万円増えているのです。つまり、花の都関連の減少分を、温泉施設の委託金を増額して補填しているからです。では、温泉事業の入場料収入が増えたのかというと、2,263万円も減少しています。

もともと、観光施設特別会計(約4億7800万円)は、単独では赤字のため一般会計から約2億123万円を繰入れており、温泉施設の借金返済分(2億1139万円)に当てられています。従って、公社への委託金を増加した分として、一般会計から特別会計への繰入金(税金)を当初予算より、3570万円増額しました。

15年度の委託料の計算式は、温泉入場者数×150円でしたが、昨年6月定例会で150円から200円へ増額補正しました。

その根拠を質問したところ、総務課長は「公社が黒字を打てるかどうかだ」と回答。しかし、昨年12月の定例会で公社の人事や村との関わりを質問すると「公社は、商法上の一般会社と同様、村は干渉していない」と矛盾した回答をしています。実態は、公社経営のための税金運用(公社の甘やかし)だったことは明らかです。

この分を、教育や福祉、環境などの村民の暮らしに当てられたら、どんなによかったでしょう。